

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 設置根拠等	2 設置者	3 社会福祉施設等	4 補助根拠
生活保護法(昭和25年法律第144号)第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	(1)保護施設	生活保護法第74条第1項
社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項	社会福祉法人	(2)社会事業授産施設	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第79条第2項</p> <p>障害者総合支援法第83条第4項</p>	<p>障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）</p> <p>社会福祉法人等</p> <p>社会福祉法人等</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされてい</p>	<p>(3)障害福祉サービス事業所等</p> <p>ア 障害福祉サービス事業所(療養介護を除く。) （障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）</p> <p>イ 障害福祉サービス事業所(療養介護に限る。)</p> <p>ウ 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所</p> <p>エ 障害者支援施設</p>	

	る法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人。医療法人を除く。）		
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第3項	社会福祉法人	(4)身体障害者社会参加支援施設	
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項  児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人  社会福祉法人等  社会福祉法人等  社会福祉法人等	(5)児童福祉施設等 ア 障害児入所施設  イ 児童発達支援センター  ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所  エ 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所	児童福祉法第56条の2第1項
障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	(6)福祉ホーム	
平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類の種類ごとに定められている設置者	(7)応急仮設施設	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第7条	社会福祉法人等	(8)地域移行支援型ホーム	
別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	(9)その他の施設	